議案第３７号

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

伊丹市立相撲場を伊丹市立伊丹スポーツセンター内に移転するとともに，伊丹市立荒牧運動広場を廃止するため。

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市立体育施設条例（昭和５７年伊丹市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第１項及び第１８条第２項中「別表第１４」を「別表第１５」に改める。

別表第１中

「

伊丹市立伊丹スポーツセンター	伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館	伊丹市鴻池１丁目１番１号
	伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウス	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート	

」

を

「

伊丹市立伊丹スポーツセンター	伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館	伊丹市鴻池１丁目１番１号
	伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウス	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール	
	伊丹市立伊丹スポーツセン	

	ター陸上競技場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場	

」

に，

「

伊丹市立堀池運動広場	伊丹市野間北１丁目２３番地の１
伊丹市立荒牧運動広場	伊丹市荒牧５丁目６０番地
伊丹市立神津第１運動広場	伊丹市森本１丁目地先
伊丹市立神津第２運動広場	伊丹市森本１丁目地先
伊丹市立相撲場	伊丹市宮ノ前３丁目１番地
伊丹市立瑞ケ池トリムランニングコース	伊丹市瑞ケ丘５丁目１番地

」

を

「

伊丹市立堀池運動広場	伊丹市野間北１丁目２３番地の１
伊丹市立神津第１運動広場	伊丹市森本１丁目地先
伊丹市立神津第２運動広場	伊丹市森本１丁目地先
伊丹市立瑞ケ池トリムランニングコース	伊丹市瑞ケ丘５丁目１番地

」

に改める。

別表第２中

「

<table>
<tr><td rowspan="10">伊丹市立伊丹スポーツセンター</td><td>伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館，伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウスおよび伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場</td><td colspan="3">午前９時から午後９時まで</td><td rowspan="10">１２月２８日から翌年１月４日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール</td><td>日曜日および休日以外の日</td><td colspan="2">午前９時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日曜日および休日</td><td>７月から８月まで</td><td>午前９時から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>９月から翌年６月まで</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場</td><td colspan="2">４月から１１月まで</td><td>午前７時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１２月および３月</td><td>午前８時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１月および２月</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート</td><td colspan="2">４月から１１月まで</td><td>午前７時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１２月から翌年３月まで</td><td>午前９時から午後９時まで</td></tr>
</table>

」

を

「

<table>
<tr><td rowspan="8">伊丹市立伊丹スポーツセンター</td><td>伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館，伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウスおよび伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場</td><td colspan="3">午前９時から午後９時まで</td><td rowspan="8">１２月２８日から翌年１月４日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール</td><td>日曜日および休日以外の日</td><td colspan="2">午前９時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日曜日および休日</td><td>７月から８月まで</td><td>午前９時から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>９月から翌年６月まで</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場</td><td colspan="2">４月から１１月まで</td><td>午前７時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１２月および３月</td><td>午前８時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１月および２月</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr>
<tr><td>伊丹市立伊丹スポーツ</td><td colspan="2">４月から１１月まで</td><td>午前７時から午後９時まで</td></tr>
</table>

	センターテニスコート	１２月から翌年３月まで	午前９時から午後９時まで	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場	午前９時から午後５時まで		

」

に，「，伊丹市立堀池運動広場，伊丹市立荒牧運動広場および伊丹市立相撲場」を「および伊丹市立堀池運動広場」に改める。

別表第７中

「

伊丹市立堀池運動広場	〃
伊丹市立荒牧運動広場	〃
伊丹市立神津第１運動広場	〃
伊丹市立神津第２運動広場	〃
伊丹市立相撲場	〃
伊丹市立瑞ケ池トリムランニングコース	〃

」

を

「

伊丹市立堀池運動広場	〃
伊丹市立神津第１運動広場	〃
伊丹市立神津第２運動広場	〃
伊丹市立瑞ケ池トリムランニングコース	〃

」

に改める。

別表第１４を別表第１５とし，別表第１３の次に次の１表を加える。

別表第１４

伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場

使用時間	利用料金の限度額
午前９時から午後５時までの１時間につき	２００円

備考

別表第８備考第１項から第６項までの規定は，この表について準用する。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。